

## 令和5年度第6回総会（月例）議事録

日 時	令和5年9月28日（木） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	上四元 正昭
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小村、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 任 矢崎、米倉、平川 主 査 神崎
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件  1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第6回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p> <p>資料の修正についてお知らせです。</p> <p>議題3「農地法第5条許可申請に関する件」について、議案書5ページの申請番号4につきましては、協議が続いていることから、保留とするため、今回議題に上げないことと致しますので削除をお願いします。これによりまして、議案書表紙の議題3「農地法第5条許可申請に関する件」の件数を15件から14件に修正をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、堀之内委員、本多委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1ページ～2ページ 7件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。  番号1号、申請理由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。  番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  番号3号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。  番号4号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、11番委員お願いします。</p>
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。  番号6号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。  番号7号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。  別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。  これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件</b> <b>3 ページ 1 件</b>	
議 長	次に、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、喜入、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、農業用倉庫 1 棟 156.00㎡、通路等 198.00㎡、東…本人畑、西…他人畑、南…本人畑、農道、北…水路、境界…土留、雨水…水路放流。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南西に約 2.6km に位置する、「農用地区域内農地」に該当します。</p> <p>農用地区域内農地は原則として農地転用することができませんが、令和 5 年 8 月に農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）の審議を行っており、不許可の例外である、農地法第 4 条第 6 項但し書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>なお、申請地は、転用許可を受けないまま工事を着工していたことから、今回工事を中止させ、始末書添付の上、申請するものです。申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第 4 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、農用地区域内農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」1 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地であるため、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件</b> <b>4 ページ～8 ページ 14 件</b>	
議 長	次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟122.97㎡、庭敷地等354.03㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…宅地、他人畑、南…他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、通路132.00㎡、東…雑種地、西…農道、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件に関しまして、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成14年ごろから通路として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号3号、駐車場112.50㎡、転回場等256.50㎡、東…宅地、西・北…山林、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件に関しまして、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成20年ごろから駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、住家1棟97.67㎡、庭敷地等190.33㎡、東…宅地、西・北…他人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、児童クラブ1棟94.00㎡、駐車場175.00㎡、法面217.00㎡、転回場等226.00㎡、東…市道、西・南…貸人畑、市道、北…宅地、境界…ブロック積、フェンス、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、賃貸借権。</p> <p>番号7号、住家1棟128.97㎡、庭敷地等370.22㎡、東…宅地、西・…貸人畑、他人畑、南…貸人畑、農道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号8号、住家1棟128.97㎡、庭敷地等370.22㎡、東…宅地、西…渡人畑、他人畑、南…他人畑、農道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、住家1棟60.45㎡、庭敷地等166.55㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟77.80㎡、庭敷地等262.20㎡、東・西・南…渡人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、研修施設1棟31.37㎡、駐車場68.75㎡、転回場等202.82㎡、東・北…私道、西…農道、南…原野、境界…土留、雨水…自然流下、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、建売住宅8棟526.60㎡、通路220.00㎡、庭敷地等1,020.69㎡、東…市道、西・北…宅地、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、住家1棟105.99㎡、庭敷地等287.67㎡、東・西・北…他人田、南…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、住家1棟104.75㎡、庭敷地等209.30㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、建売住宅1棟83.09㎡、駐車場48.12㎡、庭敷地等50.59㎡、東・南・北…宅地、西…国道、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4．非農地認定に関する件</b> <b>9ページ 3件</b>		
議	長	<p>次に、議題4、「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：法面として約30年経過、現況雑種地。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>
1番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」3件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<b>議題5．農用地利用集積計画に関する件</b> <b>10ページ～21ページ 22件</b>		
議	長	<p>次に、議題5「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の10ページをご覧ください。</p> <p>「議案第5号」、令和5年9月29日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権14件、18筆、13,892.00㎡。使用貸借権8件、10筆、8,109.00㎡。合計22件、28筆、22,001.00㎡です。</p> <p>議案書の11ページから21ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、20ページから21ページは、配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b> 別冊資料2 2件</p>	
議長	<p>次に、議題6「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、喜入、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町旧麓地区にあり、喜入支所から南へ約0.9kmに位置し、東・西側は宅地、南側は里道、北側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>



17番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町花立地区にあり、松元支所から北北東へ約3.6kmに位置し、東側は他人畑、西・南側は宅地、他人畑、北側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>22ページ～25ページ 4件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。22ページです。 照会日：令和5年8月22日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年9月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、23ページです。 照会日：令和5年8月24日、現況：不明、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、所在不明である。 処理状況：令和5年9月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	報告します。24ページです。 照会日：令和5年8月30日、現況：非農地、調査結果：該地市街化区域調整内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年9月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	報告します。25ページです。 照会日：令和5年8月15日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年8月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>26ページ～28ページ 17件</b>	
<b>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>29ページ～36ページ 22件</b>	
<b>4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</b> <b>37ページ～40ページ 8件</b>	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	<p>26ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は17件です。</p> <p>登記地目別では、田26筆、20,064.01㎡、畑40筆、22,231.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が17件。権利の種別は、所有権が17件。農業委員会によるあっせん等は、有が5件、無が12件となっております。</p> <p>27ページから28ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、29ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅、倉庫、店舗等が各1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が14件、駐車場が2件、共同住宅、店舗等、その他が各1件、合計19件となっております。</p> <p>30ページは、4条関係3件、31ページから36ページは、5条関係19件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、37ページから40ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」です。</p> <p>桜島地区で1件、喜入地区で1件、松元地区で6件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>5. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</b>  <b>別冊資料3 64件</b></p>	
議 長	<p>次に、報告事項5「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項5「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計64筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>

議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和5年度第7回総会（月例）開催日時は、 10月27日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>県外視察を10月31日と11月1日に予定しております。内容につきましては、地区推進協議会等でお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時25分）</p>

